

改正派遣法に基づくマージン率の公開について

平成24年10月1日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業者(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金を派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率といいます)を公開することが義務付けられました。
(法第23条第5項)

□会社概要	
事業所名称	Y.W.C.株式会社
所在地	愛知県名古屋市中区錦2丁目4-15ORE錦2丁目ビル13階
電話番号	052-684-9433
代表者	白木良太
事業内容	労働者派遣事業
□情報提供 2020年1月～2020年12月	
①派遣労働者の数	302名
②派遣先の数	48社
③労働者派遣に関する料金の平均額	日額 15,451円
④派遣労働者の賃金の平均額	日額 11,300円
⑤マージン率	26.9%(小数点1位未満は四捨五入)
⑥キャリア・コンサルティング窓口	電話または事務所内での相談可 電話:052-684-9433(担当:伊藤)
⑦キャリアアップ教育訓練制度について	マナー研修、OJT研修、スキルアップ研修
⑧労使協定の締結の有無	労使協定を締結しているか否か : 締結済み ・協定労働者の範囲 : すべての派遣労働者 ・協定書の有効期間の終期: 令和4年3月31日)
⑨その他	・社会保険への加入(健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険・介護保険) ・有給休暇制度

※ マージンには、会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の費用となる社会保険料、事業運営費として営業担当者の人件費や、営業活動諸費用・オフィス賃貸料、福利厚生費、教育・研修費等が含まれています。

※ 弊社の派遣労働事業に従事するスタッフは原則として正社員(常時雇用)にて運営しております。